

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：流域政策局)

1	施設名	大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）													
2	施設の概要	敷地面積	71,868㎡												
		施設内容 (所在地) 大津市浜大津五丁目1番1号 (設置目的) 浜大津地区周辺のウォーターフロント施設、観光レクリエーション港 (設置年月) 昭和27年7月													
3	募集概要	募集方法	公募												
		募集要項配布期間	令和5年8月8日 ～ 令和5年9月29日												
		申請受付期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年9月29日												
		指定期間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）												
		管理業務内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。）第5条および第6条までの規定による公共港湾施設の使用の許可（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務												
	管理料参考額	170,053,000円（消費税および地方消費税を含む。）													
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市浜大津五丁目1番1号</td> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市浜大津五丁目1番1号	琵琶湖汽船株式会社	—			合計 1者
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)													
所在地	名称														
滋賀県大津市浜大津五丁目1番1号	琵琶湖汽船株式会社	—													
		合計 1者													
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。												
		選定委員会委員 *部会長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会（公共港湾部会） 大津市都市計画部長 内川 直樹 公認会計士 杉澤 喜久美 *立命館大学スポーツ健康科学部教授 長積 仁 立命館大学経済学部教授 峯俊 智穂 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課長 安田 武史												
		審査基準	別紙参照												

<p>審査経過</p>	<p>令和5年7月5日 第1回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)</p> <p>令和5年8月8日～令和5年9月29日 募集要項の配布</p> <p>令和5年8月28日 第2回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (現地視察)</p> <p>令和5年9月28日～令和5年9月29日 申請受付</p> <p>令和5年10月3日 第3回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査)</p> <p>令和5年10月23日 第4回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>令和5年10月30日 第5回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)</p>																																		
<p>審査結果</p>	<p>指定管理者の候補者 琵琶湖汽船株式会社</p> <p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p> <p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="440 869 1441 1003"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>27.2</td> <td>113.6</td> <td>103.4</td> <td>96.0</td> <td>4.0</td> <td>344.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="440 1218 1441 1352"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>341</td> <td>332</td> <td>366</td> <td>342</td> <td>340</td> <td>1,721</td> <td>344.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="440 1460 1206 1568"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>160,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】各選定基準において、特に評価されたものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準1については、施設の設置目的にふさわしい内容と評価された。 ・選定基準2については、港湾施設の特性・課題の理解度、施設の効用が発揮できる具体案、地域との連携が評価された。 ・選定基準3については、参考額を下回る提示額が評価された。 ・選定基準4については、職員体制、必要な資格を備えた職員の配置、災害時の対応等が適切であると評価された。 ・選定基準5については、県内に本店を有する事業者であることが評価された。 <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項や審査基準について議論し、問題が無いことを確認した。 ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認した。 	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	琵琶湖汽船株式会社	27.2	113.6	103.4	96.0	4.0	344.2	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	琵琶湖汽船株式会社	341	332	366	342	340	1,721	344.2	申請者	提示額	琵琶湖汽船株式会社	160,000,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																													
琵琶湖汽船株式会社	27.2	113.6	103.4	96.0	4.0	344.2																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
琵琶湖汽船株式会社	341	332	366	342	340	1,721	344.2																												
申請者	提示額																																		
琵琶湖汽船株式会社	160,000,000円																																		

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・財務審査においては、グループ企業のバックアップを含めた経営の安定性を踏まえて、業務を遂行する能力を有した企業であることを確認した。・ヒアリングにおいては、申請者から事業計画の内容や執行体制を確認した。・候補者の選定にあたっては、これまでの管理実績や執行体制から、管理能力を有し、候補者として相応しいと確認した。・候補者には、港湾のにぎわい創出に向け積極的に取り組むこと、大津港駐車場においては経営努力し増収に努めること、と意見があった。 |
|--|--|

上記の結果から、琵琶湖汽船株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

- 評価視点1：経費節減に配慮しつつ、効率的・効果的な施設管理を実施する計画となっているか(募集テーマ1関連)
 評価視点2：利用者数の増加につながる提案であるか(募集テーマ2関連)
 評価視点3：にぎわい創出とまちづくりに対する地域との連携など、様々なニーズに対応した提案であるか(募集テーマ3関連)

※滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項については、該当する場合は配点満点とし、該当しない場合は0点とする。

選定基準 (条例第19条第2項)	審査項目	審査内容 ※数字は様式集の様式3事業計画書の項目を示す。	確認する書類	細分 配点	小計	合計		
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・施設の設置目的にふさわしい内容か	・事業計画書 (2 基本方針等)	2	10	40		
		・施設利用の公平性が確保されているか		2				
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・港湾施設の特性と課題を理解しているか	・事業計画書 (3 実施計画) (4 サービスの向上) (5 施設の安全管理) (6 利用者への対応) (7 利用促進策、利用者増への取り組み) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (13 委託業務内容)	3	10	50		
		・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か		3				
		・施設本来の効用発揮が期待できる具体的な提案であるか		3				
		・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある、魅力的な提案であるか		3, 4, 7				
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策は適切か		7			20	50
		・年間の広報計画の内容は適切か		7			10	
		・にぎわい創出やまちづくりのための地域との連携策が図られているか		7			20	
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか		4			10	40
		・利用料金の設定は適切か		4, 9, 10			20	
	・施設の利用者への対応は適切か(要望処理、苦情処理)	・利用料金の設定は適切か		4, 6			10	30
・利用料金の設定は適切か		4, 6	20					
・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施内容が事業計画書で満足されているか	3, 13	10	30				
	・施設管理、安全管理は適切か	5	20					
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・事業計画書 (3 実施計画) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (12 人員配置計画等) (13 委託業務内容)	9, 10	65	130		
		・維持管理は効率的に計画されているか		3, 12, 13				
		・必要な経費を見積もっているか		9, 10				
	・管理運営費の縮減に取り組み提案となっているか	9, 10						
※過去5か年の管理運営経費と比べてどの程度下回っているか				-	100			
・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	9, 10	10	30			
		・自主事業の収支が適切に計画されているか	9, 10	10				
		・収支計画の実現性はあるか	9, 10	10				
		・収支計画の実現性はあるか	9, 10	10				
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か(緊急時のバックアップ体制等)	・事業計画書 (1 法人等の概要及び職員の状況等) (2 基本方針等) (8 過去の事業実績) (11 人員体制) (12 人員配置計画等) (14 緊急時の体制及び対策・防災対策) (15 人材の育成計画) (16 諸規定の整備) (17 環境への配慮) (18 円滑な業務引継に向けての計画) (19 特記事項)	1, 11, 12, 14	10	40		
		・職員の指導育成、研修体制は十分か		12, 15				
		・業務に必要な資格を備えた職員を配置できるか		12				
		・諸規定(就業、給与、決裁、会計等)は整備されているか		16				
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・当該施設の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか					10	150
		・団体の財務状況は健全か					20	
		・金融機関、出資者等の支援体制は十分か					10	
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		8			10	10
		・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)		・災害や異常気象時に適切に対応できるか			14	10
				・県の地域防災計画等に基づき、災害時に防災拠点としての対応ができるか			14	10
				・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか			2	10
				・環境への配慮がされているか			17	10
				・円滑な事務引継が可能か			18	10
・柔軟な考えでの取り組みの姿勢があるか	19		10					
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項(グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	☐会社定款	2	10			
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証発行の写し	2				
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し	1				
		・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1				
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書	1				
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	・認証通知の写し	2				
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステジ協会の実施するエコステジの認証	・認証証・登録証の写し	1				
500	500	500						

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア〜ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2施設の効用の最大化」、「3経費の縮減に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

また、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

なお、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。